

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名 : 質屋営業法
根 拠 条 項 : 第 8 条第 2 項(第 4 条第 2 項の規定による届出の場合に限る。)
処 分 の 概 要 : 許可証の書換え
原権者(委任先) : 都道府県公安委員会(方面公安委員会)
法 令 の 定 め : 質屋営業法第 4 条第 2 項(営業内容の変更の届出) 質屋営業法施行規則第 1 条(申請及び届出の一般的手続) 第 1 2 条(許可証の書換えの申請)
審 査 基 準 : 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 1 4 日以内で各都道府県警察の実情に応じて期間を定める。
申 請 先 :
問 い 合 わ せ 先 :
備 考 :